ハ　申請者が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該申請者の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(2)　当該申請者の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る前号イからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。以下この(2)において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

ニ　前号ヘ、ト、リ及びヌに掲げる書類

3　前項第一号トの実績報告書は、港湾運送事業実績報告書（様式第七号）のとおりとする。

4　（略）

5　申請者が二以上の事業所を設けて港湾労働者派遣事業を行おうとする場合において、一の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際し、法人にあつては第二項第一号イからホまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イからハまでに掲げる書類を添付したときは、当該事業所（以下「統括事業所」という。）以外の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際しては、当該書類を添付することを要しない。

6　申請者が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行つている場合において、当該申請者が港湾労働者派遣事業を行つている当該他の事業所の派遣元責任者を当該申請に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第二項第一号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任する派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

7　申請者が当該申請に係る港湾における法第二条第三号イに規定する事業主（第十六条第六項において「一般港湾運送事業等の事業主」という。）である場合においては、法人にあつては第二項第一号チ及びリに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち同項第一号リに掲げるものを添付することを要しない。

（法第十三条第三号の厚生労働省令で定める者）

**第十一条の二**　法第十三条第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により港湾労働者派遣事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（許可の有効期間の更新の申請手続）

**第十六条**　（略）

2　法第十七条第五項において準用する法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、第十一条第二項第一号イ、ロ、ホからリまで及びヌ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）に掲げる書類

二　申請者が個人である場合にあつては、第十一条第二項第一号ヘ、ト、リ及びヌ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）並びに同項第二号ロに掲げる書類

ロ　申請者が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該申請者の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2)　当該申請者の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る前号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

ハ　前号ホ、ヘ、チ及びリに掲げる書類

3　前項第一号への実績報告書は、港湾運送事業実績報告書（様式第七号）のとおりとする。

4　（略）

5　申請者が二以上の事業所を設けて港湾労働者派遣事業を行おうとする場合において、一の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際し、法人にあつては第二項第一号イからニまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を添付したときは、当該事業所（以下「統括事業所」という。）以外の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際しては、当該書類を添付することを要しない。

6　申請者が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行つている場合において、当該申請者が港湾労働者派遣事業を行つている当該他の事業所の派遣元責任者を当該申請に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第二項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任する派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

7　申請者が当該申請に係る港湾における法第二条第三号イに規定する事業主（第十六条第六項において「一般港湾運送事業等の事業主」という。）である場合においては、法人にあつては第二項第一号ト及びチに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち同項第一号チに掲げるものを添付することを要しない。

（新設）

（許可の有効期間の更新の申請手続）

**第十六条**　（略）

2　法第十七条第五項において準用する法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、第十一条第二項第一号イ、ロ、ニからチまで及びリ（受講証明書に係る部分に限る。）に掲げる書類

二　申請者が個人である場合にあつては、第十一条第二項第一号ホ、ヘ、チ及びリ（受講証明書に係る部分に限る。）に掲げる書類